

## 業務委託契約書（案）

（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約）

1 委託業務名 令和8年度セグロウリミバエ増殖等に係る業務委託

2 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

3 契約金額 金 円

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、金 円）

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

4 契約保証金

上記委託業務について、沖縄県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従い誠実に委託業務を実施し、その成果を甲に引き渡すものとする。

（総則）

第1条 乙は、契約書に定めるほか、「令和8年度セグロウリミバエ増殖等に係る業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託期間までに、頭書の委託業務を完了しなければならない。

（委託業務計画）

第2条 乙は、甲と調整し、委託業務を計画・実施すること。また、計画の変更等がある場合には、甲の了解を得るものとする。

（業務体制）

第3条 乙は、委託業務を円滑に推進するために責任者を配置し、当該業務に従事する者に対し、安全衛生を図らなければならない。

2 乙は、前項に係る者の経歴書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。また、その者を変更する場合も同様とする。

3 甲は、委託業務に従事する者が怠惰その他の理由により当該業務を実施することが困難と認めた場合、乙にその者の変更を申し出ることができ、乙はこれに従わなければならない。

4 委託業務中に故意又は過失によって生じた損害及び作業中に第三者に与えた損害は、原因をおこした者の負担とし、その原因の判然としないものについては甲乙協議してこれを処理する。

（再委託の禁止）

第4条 乙は、契約の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(提出書類等の納入・検査)

第5条 乙は、仕様書に定める提出書類等を仕様書に定める期間までに甲に納入し、その検査、確認を受けなければならない。

2 提出書類等の納入場所は、沖縄県農業研究センターとする。

3 乙の提出する提出書類等の内容に関し、検査、確認の結果、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し、不十分な部分の補正を求めることができる。この場合においては、乙は自己の負担において速やかに実施しなければならない。

(提出書類等の権利の帰属・情報の秘匿)

第6条 委託業務により得られたデータ及びそれに派生して得られる技術情報は、全て甲に帰属するものとする。

(秘密保持)

第7条 乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、乙は、甲の承諾なく、提出書類等（未完成の提出書類及び委託業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(履行期限の延長)

第8条 乙は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に委託業務を完了することができないときは、あらかじめその理由を明示した書面により甲に報告し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合においては、遅延日数に応じ、未済部分の契約金額の額に対し沖縄県財務規則第109条第1項に定める率で計算した額の損害金の支払を乙に請求することができる。

(委託料の支払)

第9条 第5条の検査の完了後、甲は乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。なお、乙は甲からの委託料月別支払計画書（別添）に基づき、検査が完了した当該月分に対し委託料を請求することができる。

2 甲の責めに帰すべき事由により、前項の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。）第8条第1項の規定に基づき定められた率を乗じて計算した額の損害金の支払を甲に請求することができる。

(契約の変更)

第10条 契約条件について、情勢の変化及びやむを得ない事情が発生した場合には、甲乙協議の上これを改定することができる。

2 契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議の上改正後の税率により定めるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき事由により、履行期間内に委託業務が完了しないと明らかに認められるとき。
  - (2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
  - (3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
  - (4) 契約の締結又は履行について、不正の行為があると認められたとき。
  - (5) 前4号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 甲は前項に基づき本契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。
  - 3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害を請求できないものとする。

(暴力団等の排除等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
  - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- 2 乙は、本契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不能の場合の処理)

第13条 乙は、天災その他の不可抗力により、その責に帰することができない事由により本契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分について、契約金額の支払いを免れるものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第14条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(長期継続契約に係る予算の変更等)

第 15 条 この契約は地方自治法施行令第 167 条の 17 に規定する「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約である。この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳入歳出予算において、減額又は削減があった場合、甲はこの契約の一部又は全部を解除することができる。

(規定に定めのない事項)

第 16 条 契約書に定めのない事項又は本契約に疑義を生じた場合は、甲乙双方が信義誠実の原則に従い、協議して定めるものとする。

本契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 沖縄県糸満市字真壁 820 番地  
沖縄県農業研究センター  
所 長 比嘉 淳

乙

第9条関係

委託料月別支払計画書

令和8年度セグロウリミバエ増殖等に係る業務委託契約書第9条に基づき、月別の支払額は下記のとおりとする。

記

令和8年	4月	円
〃	5月	円
〃	6月	円
〃	7月	円
〃	8月	円
〃	9月	円
〃	10月	円
〃	11月	円
〃	12月	円
令和9年	1月	円
〃	2月	円
〃	3月	円
合 計		円

以上